

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう

障害者差別解消法について

とも い
～みんなでつくる共に生きる社会～
しゃ かい



しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ
障害者差別解消法は、障害を理由とする差別をなくしていくため、
へいせい ねん がつ しこう ほうりつ しょうがい かが
平成28年4月から施行された法律です。障害のあるなしに関わらず、
たが じんかく こせい そんちょう ささ あ とも く しゃかい
お互いの人格と個性を尊重し支え合いながら、共に暮らす社会をつ
もくてき
くることを目的としています。



上尾市

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法のポイント

ふとう さべつ てきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止

やくしょ かいしゃ みせ
役所や会社、お店なども
してはいけません

しょうがい りゆう せいとう りゆう ていきょう きよひ せいげん
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否または制限したり、
しょうがい ひと じょうけん こうい きんし
障害のない人にはつけない条件をつけたりするような行為を禁止しています。

れい しょうがい りゆう いんしょくてん にゆうてん ことわ
例 障害があることを理由に飲食店などへの入店を断る。
しょうがい りゆう まどぐち たいおう きよひ あとまわ
障害があることを理由に窓口への対応を拒否したり後回しにする。

ごう り てき はい りよ てい きょう 合理的配慮の提供

みんかん かいしゃ みせ ぎむか
民間の会社やお店なども義務化
れいいわ ねん がつ にち
(令和6年4月1日から)

しょうがい ひと こま なん たいおう ひつよう
障害のある人から、困っていることがあり何らかの対応を必要としている
いし つた はんい しゃかいてきしょうへき と のぞ
意思が伝えられたときに、できる範囲でバリア（社会的障壁）を取り除くため
ひつよう こころくば
に必要な心配りです。

しょうがい ひと ひつよう こころくば れい 障害のある人への必要な心配りの例

し かくしょうがい 視覚障害 のある方

- しよるい
書類やメニューをよみあげる。
- ほんにん か しよるい きにゆう
本人の代わりに書類を記入する。
- てんじ うえもの じてんしゃ
点字ブロックの上に物(自転車など)
をたど
をおかない、立ち止まらない。



ちようかくしょうがい 聴覚障害 のある方

- しゆわ ひつだん みぶ つた
手話や筆談、身振りで伝える。
- くちもと み
口元が見えるように、ゆっくり、
はな
はっきりと話す。



しん たい しょう がい
身体障害
 のある方

- 段差がある場所でスロープや
てすりなどを設置する。
- 多目的トイレを必要とする方が
優先的に使えるようにする。
- 障害者用駐車場に必要な人以外は
と
停めないようにする。



ち てき しょう がい
知的障害
 のある方

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」
「わかりやすく」「くりかえし」説明する。
- 具体的に、わかりやすい言葉をえらんで
はな
話す。
- ゆっくり考えて言葉をかえすことが
できるようあせらずに待つ。



せい しん しょう がい
精神障害
発達障害
 のある方

- 不安を感じないようゆっくり、おだやかに対応する。
- 一度に伝える量を多くせず、必要に応じて紙に書くなどして、
せいい
整理してゆっくり具体的に伝える。
- 大事なところにマーカーやふせんを
つ つた
付けて伝える。
- 人や音などのしげきの少ない
すく
静かな場所で話す。



た しょうがい とくせい おう うけつけ じ かん じゅんばん ゆうせん
 その他、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優先する

こころくば
 ……などさまざまな心配りがあります。

たい しょう しょうがい ひと
対象となる障害のある人とは

しんたいしょうがい ひと ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひと はったつしょうがい ひと なんびょう ひと
 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病の人。
 み め しょうがい ひと しょうがいしやてちよう ひと ふく
 見た目にはわかりにくい障害のある人もいます。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

だれ さ べつ
誰が差別をなくす
 しゃ かい
社会をつかっていくの？



マークをみかけたら
 やさしい心配りを
 お願いします。

くに しちょうそん こうてき きかん かいしゃ みせ
 国や市町村など公的機関をはじめ、会社やお店、
 民間の団体や市民の皆さんです。一人ひとりが、
 しょうがい たい りかい ふか しょうがい りゆう さべつ
 障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別を
 なくし、だれもが共に暮らしやすい社会を目指します。

しょうがい ひと かが しょうがい
障害のある人に関わるマークの紹介



しょうがいしゃ
 障害者のための
 こくさい
 国際シンボルマーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



みみ
 耳マーク



けん
 ほじょ犬マーク



ヘルプマーク

しょうがい しゃ さ べつ かいしょうほう
障害者差別解消法に
 かん と あ
関する問い合わせ

あげ お し けん こう ふく し ぶ しょうがい ふく し か
上尾市健康福祉部障害福祉課

あげおしほんちょうさんちょうめ ばん ごう
 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
 TEL 048-775-5315 FAX 048-776-8872
 E-mail s175000@city.ageo.lg.jp